



臨時号11/10

十津川

村報とつかわ

お5ぶりのハッチプレス「心身再生の鍵」

【発行】十津川村総務課
(災害対策本部 広報班)

〒637-1333吉野郡十津川村小原225-1
tel0746-62-0001 fax0746-62-0210
公式HP: <http://www.vill.totsukawa.lg.jp>
メール: soumu@vill.totsukawa.lg.jp

この臨時号は、11月9日(水)時点の情報をもとに作成しています。

被災者支援

☑災害弔慰金

村の災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、台風12号の災害で死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

支援の概要

	支給額	対象者
死亡された方が死亡当時、対象者の生計を主として維持していた場合	500万円	下表1から5及び11に該当する方
上記以外の場合	250万円	下表6から10及び12に該当する方

※この条例の適用を受けない者で、災害などで死亡された方のご遺族に対して30万円を支給します。

対象となる方

- 災害により死亡した方や災害に関連して死亡した方(被災時に十津川村に住所を有した方)のご遺族です。
- 支給の範囲、順位は次のとおりです。

支給順位	対象者	
1	死亡された方によって主として生計を維持されていた	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6		配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡当時、死亡された方により主として生計を維持されていた	兄弟姉妹
12	上記以外	兄弟姉妹

※災害に関連して死亡した方については、災害と死亡との間に相当因果関係があるか否かを審査委員会で判定します。(結果によっては支給認定されないことがあります。)

※「主として生計を維持されていた」とは、いわゆる被扶養者で、所得税法にいう控除対象配偶者及び扶養親族(法第2条第1項第33号、34号)となる方をいいます。

提出書類

- 災害弔慰金に係る受領申出書
 - 口座振込依頼書
- ※行方不明の場合は当時の状況、警察への捜索依頼の状況などを確認させていただきます。

【問】十津川村福祉事務所 ☎0746(62)0902

☑村の義援金配分委員会

村の義援金配分委員会が10月28日に役場で開かれ、被害に対する義援金や生活再建支援に対する義援金の第1次配分にかかる対象や配分基準額を協議しました。委員会で決定された事項をお知らせします。

①被害に対する義援金

対象	基準額
死者	1人当たり60万円
行方不明者	1人当たり60万円
重症者	1人当たり30万円
住家全壊	1戸当たり60万円
住家半壊	1戸当たり30万円
住家床上浸水	1戸当たり10万円

②生活再建支援に対する義援金

対象	基準額
仮設住宅入居者	1戸当たり30万円
長期借家入居者	1戸当たり30万円
長期避難者	1人当たり5万円

※住家被害は1戸に複数世帯が住んでいても、配分基準額は同一金額。

●配分方法

上記配分対象の被害者(棟)数に配分基準額を乗じた合計金額を、11月中旬に指定された口座に振り込む予定です。振込を基本とします。

なお、被害者(棟)数は十津川村災害対策本部資料「台風12号による被害状況について」で送金しますが、建物被害状況調査の結果で棟数に変更が生じた場合は配分額を増減します。

☑仮設住宅完成間近

仮設住宅がまもなく完成します。11月中旬の工事完了に向け、11月9日現在、住宅の内装仕上げなどを行なって

います(進捗率95%)。完成後は仮設住宅入居者に奈良県の職員から鍵が手渡される予定です。



☑台風12号災害復旧対策支援特別利子補給金

●対象

⇒台風12号災害で直接的または間接的に被害を受け、奈良県が創設した災害復旧対策融資制度や、政府系金融機関などから資金を借り受けて、経営再建を図ろうとする方。

⇒村内に事業所を有し6か月以上継続して同一事業を営んでいる方で、村税を完納している方。

●実施期間⇒平成24年3月31日まで

●補助対象額⇒借入金額が2,000万円まで

●利子補給率⇒年1.5%(保証料率を含む)

●借入日数⇒6年(2,190日)を限度とします。

【問】観光振興課 ☎0746(62)0004

☑鍼灸・マッサージ・リハビリなど無料利用について

●治療をご希望する方の条件

⇒台風12号の影響で仮設住宅に入居されている方・近隣の家屋に避難されている方

⇒台風12号の影響で経済活動が困難になり、収入が著しく減少した方

●場所

⇒湯元郷治療院(十津川村平谷)

⇒往診は、平谷小学校、小原地区の仮設住宅に限りませんが、それ以外の地区への往診希望があればご相談に応じます。

●実施期間⇒11月中旬から4か月毎更新

●日程

⇒12月10日(土)午後～11日(日)午前

⇒12月24日(土)午後～25日(日)午前

⇒1月14日(土)午後～15日(日)午前

⇒2月11日(土)午後～12日(日)午前

※日程の変更や中止になることがあります。すべて予約制になりますので予めご連絡ください。

●内容

⇒理学療法士によるリハビリ指導、鍼灸師による指導、あん摩マッサージ師による治療、柔道整復師による治療など

⇒施術者により治療の方法が異なることがあります。また、薬の処方などはできません。

【問】湯元郷治療院 中川憲太 ☎090-2594-4152

復興に弾み

☑通行可能となった折立橋

台風12号で落橋した折立橋が、10月30日午前7時に応急復旧工事が完了し通行が可能となりました。

9月4日未明に落橋した折立橋。約2か月ぶりに168号が繋がり、これまで迂回路を利用していた折立平谷間が約10分短縮され、5分で行き来できるようになりました。桑畑櫟砂古(いちざこ)地区に続き、村民の命を繋ぐ道がまたひとつ復旧されました。昼夜問わず応急復旧工事に携わっていただいた関係者のみなさんに深く感謝します。



☑長殿～旭間の一時立入が緩和

長殿(城門トンネル)から旭(旭口)までは、これまで緊急車両及び一時立入許可を受けた方のみ通行が可能でした。この10月30日から警戒区域にかかる168号(長殿地区)約600m区間の監視体制を目視するなどして強化することを国に提案し了承が得られました。予てからの村長の思いが国に伝わった形となりました。

監視体制を見直したことで、限定していた通行車両の制限がなくなりました。また村民の利便性から通行可能時間の見直しについても協議し、午後5時30分までの制限を午後10時まで大幅に延長できました。

☑十津川温泉の宿にお湯が戻る

台風12号以降、湯船に温泉を溜めることができなかった十津川温泉の宿。この10月28日に源泉ポンプなどが仮復旧し運転が始まりました。十津川温泉の宿の湯船には2か月ぶりにかけ流しの温泉が溢れました。観光協会の田花会長は、「湯も道も通って本当によかった。みんなで元気を出して頑張っていきましょう」と復興に掛ける思いを熱く語ってくれました。

「復興は温泉地と共に」を合言葉に10月30日、東京タワー1階正面広場で『温泉文化・体験フェアin東京タワー2011』が行われました。全国9か所の源泉かけ流し温泉地域が集まり、宿泊ペア招待券や温泉教授の松田忠徳先生と全国の温泉を紹介している女優の春馬ゆかりさんによる温泉談義など盛りだくさんのイベントが行われました。参加した人からは「がんばって!今度、旅行でぜひ行きます!」などと声をかけられました。

また、温泉の復旧に合わせて、10月30日から村営の公衆浴場(庵の湯を除く)を無料開放しています。時間は、滝の湯、泉湯は午前10時から午後9時、昂の郷温泉保養館「星の湯」は正午から午後5時、わらびお公衆浴場は正午から午後8時までです。ぜひこの機会に温泉に浸かって心も体も癒してください。(無料開放は11月未まで)

【問】十津川村観光協会 ☎0746(63)0200

農林課・林業振興対策室からお知らせ

☑林業労働者退職金共済制度(林退共)について

林業の仕事をしていたことはありませんか?林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。「林業の仕事をしていたが、自身が林退共へ加入していたか分からない」という場合もお調べします。

また、り災された共済契約書及び被災共済者の皆様に対し、各種手続き(共済手帳の紛失、退職金の請求等)の必要が生じた場合はできる限りの範囲で速やかに対応したいと考えていますので、最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

【問】独立行政法人勤労退職金共済機構
☎03-5400-4334 FAX03-3432-5868

☑木材加工施設の建設が再開

台風12号の影響で建設工事が遅れていた大字林地区に建設中の木材加工施設。

国道と林地区を結ぶ応急仮設道路が設置されたことに伴い、建設工事が急ピッチで行われています。当初、11月末の完成予定でしたが、台風のため工期を延長し来年3月末の完成となる見込みです。大字林に木材加工施設が建設されることで、林業の活性化に期待が寄せられます。



【大字林地区に建設中の木材加工施設】

☑12月中間見学会(建築途中の現場見学会)

檀原市曲川に建築中のパッシブハウス(エコ住宅)

が来年の2月中に完成する予定です。

このエコ住宅は、十津川材や漆喰などの天然素材を使った住宅で、気密性の高い設計となっています。冬は薪ストーブ一つで温かく、夏はエアコンの使用が少なくても快適に過ごせる健康住宅で、サッシも木製で断熱効果があります。

【場所】奈良県檀原市曲川町7丁目20-1
イオンモール檀原アルル敷地内「十津川の森」



【エコ住宅 完成イメージ】

福祉事務所からお知らせ

☑肺炎球菌ワクチンの助成

肺炎は主に細菌やウイルスが肺に感染して炎症をおこす病気です。がん、心臓病、脳卒中に続いて、日本人の死因の第4位で、高齢者を中心に肺炎で亡くなる人は年間約8万人に達します。

高齢者や慢性の病気を持っている方は、特に肺炎にかかりやすく、治りにくい傾向もあるので予防や早めの治療が大切です。

『肺炎球菌ワクチン』は、高齢者の肺炎の原因となる病原体のなかで、最も頻度の高い『肺炎球菌』という細菌をねらった予防ワクチンです。接種後、免疫ができるまで約3週間かかり、効果は少なくとも5年間持続します。毎年受ける必要はありません。

まだ接種されていない65歳以上の方は、ぜひこの助成制度を活用し、まずは、かかりつけ医師にご相談ください。

これから、寒い季節となり体調を崩しやすくなります。バランスのよい食事と適切な休養、手洗いうがい等で元気に毎日を過ごしましょう。また、歯磨きも、体に病原菌が入るのを防ぐので風邪にならないための有効な手段です。

●**対象者**⇒65歳以上の人、慢性の心疾患や肺疾患のある人、糖尿病の人、脾臓を摘出して菌を排除する機能が低下している人

●**助成額**⇒4,000円(接種料金8,000円の半額分)

●**自己負担額**⇒4,000円(接種料金8,000円の半額分)

●**実施医療機関**⇒上野地診療所・小原診療所

●**申込方法**⇒あらかじめ、上野地診療所または小原診療所で診察を受け、その後に接種となります。

【問】小原診療所 ☎0746(63)0040

☑『子ども手当』が変わりました

10月から「子ども手当」が変わりました(これまで子ども手当を受け取っていた方も含めて、申請は全ての方がが必要です)。

●手当の月額(平成23年10月～平成24年3月分)

⇒0歳～3歳未満:15,000円(一律)

⇒3歳～小学校修了前:10,000円(第3子以降は15,000円)

⇒中学生:10,000円(一律)

●申請が必要です!

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含めて、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請してください。平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。(公務員の方は勤務先へ申請してください)

●ご注意ください

以下の方は速やかに申請してください。

⇒10月以降に他の市町村へ転居した方、10月以降にお子さんが生まれた方

⇒10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

【問】福祉事務所 ☎0746(62)0902

村道平谷那知合線

☑谷垣内地区の路肩決壊箇所 県が代行で工事中

現在工事が着手されています。

観光振興課からお知らせ

☑風評被害など払拭し誘客を促進

台風12号災害の影響で、十津川村と田辺市の観光施設や道路などが甚大な被害を受けました。この状況を打破するため観光振興課では田辺市と協力し、愛知県名古屋市「ポートメッセ名古屋」第1展示館で「すでに復興に向けて観光客を受け入れる準備を進めていること」をPRしました。訪れた人は、「道路も通れるのなら、旅行先を十津川村に変更しよう」と感想を述べられました。

また、今後も京阪神や首都圏エリアで風評外を払拭するため、誘客促進のPR活動を行う予定です。

【問】観光振興課 ☎0746(62)0004

☑心音コンサートチケットの払戻について

9月18(日)に予定され中止となった心音コンサートのチケットの払い戻しを各購入先で行っています。払い戻しができる期間を以下に記載します。

●チケットぴあで購入された方⇒11月30日まで。

●村内で購入された方⇒各購入先で12月28日まで。

【問】観光振興課 ☎0746(62)0004

お知らせ

☑夜間通行止の場所

●22:00～7:00までの間、国道168号の長殿地内で行っている通行止は、安全にUターンできるよう次の場所で通行止を行っています。ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

⇒【南側】旭口、【北側】城門トンネル(十津川寄り)

☑弁護士・司法書士の奈良県多重債務者無料相談会

奈良県と10市4町では、多重債務者を対象とする相談会を開きます。借金の問題は必ず解決できますので、ぜひ相談ください。

時 11月23日(祝)、27日(日) 13時～16時

所 県消費生活センター(奈良市)

時 11月26日(土) 13時～16時

所 県産業会館(大和高田市)

問・申 県消費生活センター☎0742(27)0621

11月28日正午から 五條消防署十津川分署の運用が開始されます

このため、11月25日から119番回線が順次、五條市消防本部に繋がるようになりますが、28日の正午までは従来通り、北部3区は大塔分署から、南部4区は役場から出動します。

■119番は緊急通報専用の電話番号です。

火災や救急の問い合わせに関しては下記の番号に問い合わせるようお願いいたします。病院の問い合わせも同様をお願いいたします。

五條市消防本部 五條消防署 0747-22-3310

大塔分署 0747-36-0317

十津川分署 0746-64-1190

☑11月25日から犯罪被害者週間

11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」に合わせて、「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」が行われます(参加無料)。

●期日⇒11月25日(金)13:30～16:30

●場所⇒やまと郡山城ホール(大和郡山市北郡山町)

●内容⇒基調講演、映画上映「0からの風」

【問】県警察本部県民サービス課☎0742(23)0110

☑11月は児童虐待防止推進月間

平成23年度「児童虐待防止推進月間」標語

『守るのは 気づいたあなた その勇気』